資料５

杉並区児童福祉審議会部会設置要綱（案）

令和８年 11 月　日
杉並区児童福祉審議会決定

（目的）

第１条　この要綱は、杉並区児童福祉審議会条例（令和８年杉並区条例第 29 号。以下「条例」という。）第１条に規定する杉並区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に同条例第８条第１項の規定に基づき設置する部会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（常設の部会）

第２条　審議会に、部会として、里親部会、措置部会、子ども施設等安全部会及び保育施設認可等部会を置く。

２　里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の４に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

（２）里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。

（３）里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

３　措置部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）令第 32 条第１項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。

（２）法第 33 条の 15 第１項（法第 33 条の 16 の２第３項において準用する場合も含む。）に規定する被措置児童等虐待（法第 33 条の 10 第１項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る措置について報告を受け、法第 33 条の 15 第２項（法第 33 条の 16 の２第３項において準用する場合を含む。）に規定するその報告に係る意見を述べること。ただし、次項第１号に掲げる施設又は事業に係るものを除く。

（３）児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第９条第１項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第 33 条第１項及び第２項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

（４）法第 11 条第１項第２号リに規定する児童の意見又は意向に関して、児童から申立てを受け、調査審議及び意見の具申を行うこと。

４　子ども施設等安全部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）次に掲げる施設又は事業について、法第 33 条の 15 第１項（法第 33 条の 16

の２第３項において準用する場合も含む。）に規定する被措置児童等虐待に係る措置について報告を受け、法第 33 条の 15 第２項（法第 33 条の 16 の２第３項において準用する場合を含む。）に規定するその報告に係る意見を述べること。

ア　放課後児童健全育成事業

イ　子育て短期支援事業

ウ　一時預かり事業

エ　家庭的保育事業等

オ　病児保育事業

カ　児童育成支援拠点

キ　乳児等通園支援事業

ク　保育所

ケ　児童館

コ　認可外保育施設（法第 33 条の 10 第１項に規定する認可外保育施設をいう。以下同じ。）

（２）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 27 条の６第１項（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 28 条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 27 条の５第２項又は第３項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況等の報告を受け、同法第 27 条の６第２項（学校教育法第 28 条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その報告に係る意見を述べること。

（３）第１号に掲げた施設又は事業、認定こども園、幼稚園で発生した重大事故、又は重大事故につながるおそれがある事案で、子どもの安全に大きく影響を及ぼすもの、その他専門的な判断を要し、区長が審議会の助言を受けることが適当と認めるものについて報告を受け、その報告に係る意見を述べること。

５　保育施設認可等部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）法第 34 条の 15 第４項の規定に基づき、同条第２項の規定による家庭的保育事業等又は乳児等通所支援事業の認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

（２）法第 35 条第６項の規定に基づき、同条第４項の規定による保育所の設置の認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

（３）法第 46 条第４項の規定に基づき、保育所の設置者に対して事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

（４）法第 59 条第５項の規定に基づき、認可外保育施設について事業停止命令又は施設閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

（５）認定こども園法第 17 条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可に当たって、諮問を受けて答申す

ること。

（６）認定こども園法第 21 条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定による幼保連携型認定こども園の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

（７）認定こども園法第 22 条第２項の規定に基づき、同条第１項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

（８）杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年杉並区条例第 27 号）第４条第１項の規定に基づき、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告するに当たって、諮問を受けて答申すること。

（９）杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年杉並区条例第７号）第４条第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告するに当たって、諮問を受けて答申すること。

(10) 杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和８年杉並区条例第 30 号）第４条第１項の規定に基づき、保育所に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告するに当たって、諮問を受けて答申をすること。

(11) 杉並区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和８年杉並区条例第 33 号）第４条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(12) 前号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業、保育所、認可外保育施設又は認定こども園に関して区長が必要と認める事項について、諮問を受けて答申すること。

６　第２項から前項までに定めるもののほか、部会は、委員長（条例第５条第１項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第８条第３項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。

（臨時の部会）

第３条　前条に規定する部会のほか、審議会は、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる。

（部会の会議の特例）

第４条　部会長は、部会を招集する時間的余裕がない場合その他部会を招集することが困難な場合であると認めたときは、持ち回りその他の方法により当該部会の開催に代えることができる。

（会議録）

第５条　部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

（１）会議の名称、日時、場所及び議題
（２）会議に出席した委員その他の者の氏名
（３）会議資料の名称
（４）会議の次第
（５）会議の結果
（６）会議に出席した者の主要な発言
（７）その他部会長が必要と認める事項

（庶務）

第６条　部会の庶務は、子ども家庭部管理課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 11 月　日から施行する。